

新旧条文対比表

「障害人福祉法 第32条」

障害人福祉法 〔法律 第14892号 2017.9.19.一部改正〕	障害人福祉法 〔法律 第15270号 2017.12.19.一部改正〕
<p>第3条（障害人の登録） ・ （省略）</p> <p>特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は第1項に基づき登録証の交付を受けた障害人の障害の状態の変化によって<u>障害等級</u>の調整のために障害診断を受けさせるなど、障害人や法定代理人などに必要な措置を行うことができる。</p> <p>障害人の障害認定及び等級査定に関する業務を担当するために保健福祉部に障害判定委員会を置くことができる。</p> <p>（省略）</p> <p>特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は第1項に基づく障害人登録及び第3項に基づく障害の状態の変化による<u>障害等級</u>を調整するにあたり、障害人の障害認定及び障害等級査定が適正であるかを確認するために、必要な場合大統領令で定める「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関に障害程度に関する精密審査を依頼することができる。</p> <p>・ （省略）</p>	<p>第3条（障害人の登録） ・ （現行と同じ）</p> <p style="text-align: right;"><u>程度</u></p> <p>。</p> <p style="text-align: center;"><u>障害程度</u></p> <p>。</p> <p>（現行と同じ）</p> <p style="text-align: right;"><u>程度を</u></p> <p style="text-align: right;"><u>程度</u></p> <p>。</p> <p>・ （現行と同じ）</p>
<p>第32条の2（在外同胞及び外国人の障害人登録）</p> <p>同胞及び外国人のうち、次の各号のいずれかひとつに該当する人は第32条に基づき障害人登録をすることができる。</p> <p>1. ～ 4. （省略）</p> <p><u>新設</u></p> <p>（省略）</p>	<p>第32条の2（在外同胞及び外国人の障害人登録）</p> <p>。</p> <p>1. ～ 4. （現行と同じ）</p> <p><u>5. 「難民法」第2条第2号による難民認定者</u></p> <p>（現行と同じ）</p>
<p>第32条の4（福祉サービスに関する障害人支援事業）</p> <p>国家及び地方自治団体は第32条第1条に基づき</p>	<p>第3条の4（サービス支援総合調査）</p> <p>保健福祉部長官又は特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は次の各号のサービス申</p>

<p>登録した障害者に対し、必要な福祉サービスが適時に提供されるよう次の各号の障害者支援事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉サービスに関する相談及び情報提供 2. 福祉サービス申請の代行 3. 障害者が個人別に必要とするニーズの調査及び福祉サービス提供計画の樹立支援 4. 福祉サービス提供機関・法人・団体・施設の紹介 <p>国家及び地方自治団体は第1号に基づく障害者支援事業を、大統領令で定めることにより「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関に委託することができる。この場合、国家及び地方自治団体は予算の範囲で事業遂行に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。</p> <p>第1項及び第2項で規定される事項以外で障害者支援事業やその事業に必要な事項は保健福祉部令により定める。〔本条新設 2015.6.22〕 〔第32条の3から移動、従来の第32条の4は第32条の5に移動〕</p> <p>新設</p>	<p>請についてサービスの受給資格、量、及び内容などの決定に必要なサービス支援総合調査を実施することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「障害者活動支援（訳注：障害者活動支援＝パーソナルアシスタント）に関する法律」第6条による活動支援給与の申請 2. 「障害者・老人などのための補助機器支援及活用促進に関する法律」第8条による障害者補助機器交付申請 3. 第60条の2による障害者居住施設の利用申請 4. その他大統領令で定めるサービスの申請 <p>保健福祉部長官又は 特別自治市長・特別自治道知事・市長・群守・区庁長は第1項に基づくサービス支援総合調査を行う場合、保健福祉部令で定めるところにより次の各号の事項を調査し、調査結果書を作成しなければならない。但し、第5号の事項は受給資格の決定及び本人負担金の申請などのために必要な場合にのみ調査しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者のサービス利用現況及びニーズ 2. 申請者の日常生活遂行能力及び認知・行動などの障害特性 3. 申請者の世帯構成、居住環境、社会活動などの社会的環境 4. 申請者に必要なサービスの種類及び内容 5. 申請人とその扶養義務者の所得及び財産など生活水準に関する事項 6. その他、申請者にサービスを支援するために必要な事項として保健福祉部令で定める事項 <p>保健福祉部長官又は 特別自治市長・特別自治道知事・市長・群守・区庁長は第2項各号の事項を調査するために必要な資料の確保が困難な場合には保健福祉部令で定めるところにより、申請人、その扶養義務者、又はその他の関係人に所得・財産、健康状態及び障害程度などの確認に必要な資料の提出を要求することができる。</p> <p>保健福祉部長官又は 特別自治市長・特別自治道知事・市長・群守・区庁長は第1項及び第2項によ</p>
--	---

<p>新設</p>	<p>りサービス支援総合調査を実施するために必要だと認められる場合、国税・地方税、土地・住宅・建築物・自動車・船舶・飛行機、国民健康保険・国民年金・雇用保険・産業災害補償保険・報奨給与・軍人年金・私立学校教職員年金・公務員年金・別定郵便局年金・基礎年金・障害人年金、出国又は入国、更生施設・治療看護施設の入所又は出所、兵務、埋葬・火葬・葬式、住民登録・家族関係登録などに関する資料の提供を関係機関の長に要請することができる。この場合、資料提供の要請を受けた関係機関の長は正当な事由がなければ要請に従わなければならない。</p> <p>第1項及び第2項に基づきサービス支援総合調査を行う人は、その権限を表示する証票及び調査期間、調査範囲、調査担当者、関係法令など保健福祉部令で定める事項が記載された書類を持参し、これを関係人に提示しなければならない。</p>
<p>新設</p>	<p>保健福祉部長官又は特別自治市長・特別自治道知事・市長・群守・区庁長は第1項各号のサービス申請に関連し、申請人及びその他の関係人が第2項に基づく調査に必要な書類・資料の提出及び調査・質問又は第3項に基づく資料の提出の要求を2回以上拒否・妨害又は忌避する場合、第1項のサービス申請を却下することができる。この場合、書面でその理由を明確に示し、申請人及びその他の関係人に通知しなければならない。</p> <p>第2項に基づく調査の手続きなどに関し、必要な事項は大統領令で定める。本条新設2017.12.19]従来の第32条の4は第32条のdに移動]</p>
<p>新設</p>	<p>第32項の5(障害等級が変動・喪失した障害人などについての情報提供) 特別自治市長・特別自治道知事・市長・群守・区庁長は第32条による障害人登録過程において、障害等級が変動・喪失した障害人及び障害等級がない申請人に対し、障害等級の変動・喪失による支援の変化についての情報やリハビリテーション及び自立に必要な各種情報を提供しなければならない。</p> <p>第1項に基づく情報提供の対象・基準及び内容や方法などに必要な事項は保健福祉部令で定める。〔本条新設2015.12.29〕〔第32条の4から移動〕</p> <p>国家及び地方自治団体は第1項に基づき業務の委託を受けた公共機関に対して予算の範囲で事業の遂行に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。 2017.12.19]従来の第32条の5は第32条の8に</p>
<p>新設</p>	<p>第32条の6(福祉サービスに関する障害人支援事</p>

	<p>業) <u>国家及び地方自治団体は第32条第1項に基づき登録した障害人に対し、必要な福祉サービスが適時に提供されるよう次の各号の障害人支援事業を実施する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>福祉サービスに関する相談及び情報提供</u> 2. <u>障害人虐待など安全問題又は生計困難など危機状態におかれている可能性が高い障害人に対する訪問相談</u> 3. <u>福祉サービス申請の代行</u> 4. <u>障害人個人別に必要なニーズの調査及び福祉サービス提供計画の樹立支援</u> 5. <u>障害人と福祉サービス提供機関・法人・団体・施設との関係</u> 6. <u>福祉サービスなど福祉支援の発掘及びデータベース構築</u> 7. <u>その他福祉サービスの提供に必要な事業</u> <p><u>国家及び地方自治団体は第1項各号の障害人支援事業を遂行するために第58項の障害人福祉施設、「発達障害者権利保障及び支援に関する法律」第33条に基づく発達障害者支援センターなど関係機関に対し協力を要請することができる。この場合、国家及び地方自治団体は予算の範囲で必要な費用を支援することができる。</u></p> <p><u>国家及び地方自治団体は第1項に基づく障害人支援事業を大統領令で定めるところにより「公共機関の運営に関する法律」第4条に基づく公共機関に委託することができる。この場合、国家及び地方自治団体は予算の範囲で事業遂行に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。</u></p> <p><u>第1項から第3項にわたり規定された事項以外に障害人支援事業やその事業に必要な事項は保健福祉部令で定める。[本条新設 2015.6.22]</u> <u>[第32条の4から移動]</u></p>
<p><u>新設</u></p>	<p><u>第32条の7(民間協力を通じた事例管理)</u> <u>特別自治市長・特別自治道知事・市長・群守・区庁長は福祉サービスが必要な障害人を発掘し、公共及び民間の福祉サービスを連携・提供するために民間協力を通じた事例管理を実施することができる。</u></p> <p><u>第1項の事例管理を実施するために民間協議体を置くことができ、該当地方自治団体に「社会保障給与の利用・提供及び受給権者発掘に関する法律」第42条の2第1項の統合事例管理を遂行するための民間協議体が既に設置されている場合、その所属の専門分科を運営することができる。</u></p> <p><u>民間協議体は地域社会内の関係機関・法人・団</u></p>

	<p>体・施設または個人など民間部門との協力を強化するために努力しなければならない、特別自治市長・特別自治道知事・市長・群守・区庁長は民間協議体の効率的運営のために必要な支援をすることができる。 本条新設 2017.12.19]</p>
<p><u>新設</u></p>	<p>第 32 条の 8 (障害程度が変更した障害人などに対する情報提供))) 特別自治市長・特別自治道知事・市長・群守・区庁長は第 32 条に基づく障害人登録の過程において障害程度が変更された障害人、第 2 条第 2 項に基づく障害の基準に合わなくなった申請人に障害程度の変動、障害人資格の喪失などによる支援の変化についての情報やリハビリテーション及び自立に必要な各種情報を提供しなければならない。</p> <p>第 1 項に基づく情報提供の対象・基準及び内容や方法などについて必要な事項は保健福祉部令で定める。 本条新設 2015.12.29 [第 32 条の 5 から移動]</p>